

# 建築設計業務委託特記仕様書（案）

## I 業務概要

1. 業務名称 ( 柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設設計業務 )

### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 ( 柳井地区広域消防本部及び柳井消防署 )  
(2) 敷地の場所 ( 柳井市南町5丁目9-1 他 )  
(3) 施設用途 ( 消防庁舎、機材庫、訓練棟 )

平成31年国土交通省告示第98号別添二第12号第2類（消防庁舎）

第1号第1類（機材庫）

第4号第1類（訓練棟）とする。

### 3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。

### 4. 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 ( 約 6,370 m<sup>2</sup> )  
b. 用途地域及び地区の指定 ( 工業地域 )

#### (2) 施設の条件

##### a. 施設の規模・構造・工事概要

| 対象部分の名称 | 延べ面積 (m <sup>2</sup> ) | 構造 (造) | 工事概要 |
|---------|------------------------|--------|------|
| 消防庁舎    | 2,750 m <sup>2</sup>   | RC造    | 新築   |
| 機材庫     | 260 m <sup>2</sup>     | RC造    | 新築   |
| 訓練棟     | 1,000 m <sup>2</sup>   | RC造、S造 | 新築   |
|         |                        |        |      |
|         |                        |        |      |

##### b. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 I類  
2) 建築非構造部材 A類  
3) 建築設備 甲類

##### c. 屋外施設等

##### d. その他

- ・実施設計時に変更及び条件を付すことがある。
- ・実施設計図は実施に際し、設計者と協議し変更する場合がある。
- ・複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合がある。

#### (3) 建設の条件

- a. 工事費 ( 約 1,500,000 千円 (税込) )

#### (4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- 柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建替基本計画

## II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### a. 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備（昇降機を含む）基本設計に関する標準業務
- 配置計画基本設計に関する標準業務
- 屋外整備基本設計に関する標準業務
- 工事費概算業務

| 上記の業務内容の項目                         |                     |
|------------------------------------|---------------------|
| ・設計条件等の整理                          | ・条件整理               |
|                                    | ・設計条件の変更等の場合の協議     |
| ・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ             | ・法令上の諸条件の調査         |
|                                    | ・計画通知に係る関係機関との打合せ   |
| ・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ |                     |
| ・基本設計方針の策定                         | ・総合検討               |
|                                    | ・基本設計方針の策定及び発注者への説明 |
| ・基本設計図書の作成                         |                     |
| ・概算工事費の検討                          |                     |
| ・基本設計内容の発注者への説明等                   |                     |

##### b. 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 屋外整備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

| 上記の業務内容の項目             |                     |
|------------------------|---------------------|
| ・要求等の確認                | ・発注者の要求等の確認         |
|                        | ・設計条件等の変更等の場合の協議    |
| ・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ | ・法令上の諸条件の調査         |
|                        | ・確認申請に係る関係機関との打合せ   |
| ・実施設計方針の策定             | ・総合検討               |
|                        | ・実施設計のための基本事項の確定    |
|                        | ・実施設計方針の策定及び発注者への説明 |
| ・実施設計図書の作成             | ・実施設計図書の作成          |
|                        | ・確認申請図書の作成          |
| ・概算工事費の検討              |                     |
| ・実施設計内容の発注者への説明等       |                     |

## (2) 追加業務の内容及び範囲

### ○積算業務

- 建築積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成)
- 電気設備積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成)
- 機械設備積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成)

### ○透視図 (外観)

[種類 (適宜)、判の大きさ (A3)、(1) 面、額入り、カラー写真 (1) 部]

### ○透視図 (内観)

[種類 (適宜)、判の大きさ (A3)、(1) 面、額入り、カラー写真 (1) 部]

### ○模型

[サイズ (適宜)、縮尺 (適宜)、ケース入りスタディ用]

### ○確認申請等手続き業務

- ① 建築基準法第 6 条、6 条の 2 による確認申請等に係る行政庁等への手数料については業務委託料には含まない。ただし、受注者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手数料については受注者の負担とする。
- ② 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項による構造計算適合性判定に係る確認申請手続き業務について、判定機関の選定は受注者により決定するものとし、判定手数料は、精算は原則行わないこととする。ただし、構造上の棟数の変更があった場合は、判定機関が発行する「判定受理書 (受付書)」等により当該判定手数料が確定した時点で業務委託料の変更を行うものとし、受注者の責に帰すべき事由により判定の再通知・変更通知が生じた場合の手数料については受注者の負担とする。
- ③ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務  
建築物省エネ法に基づく省エネ適合性判定が必要となる場合、判定機関の選定は受注者により決定するものとし、判定手数料については、精算は原則行わないこととする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により手数料に変更が生じた場合は、監督職員と協議することとし、受注者の責に帰すべき事由により判定の再通知・変更通知が生じた場合の手数料については受注者の負担とする。

### ○柳井市指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務 (標識看板の作成、届出書等の作成及び申請手続き、電波障害予想図等添付図面の作成)

### ○景観法による届出書の作成及び申請手続き業務 (届出書等の作成及び申請手続き、添付図面の作成)

### ○コスト縮減検討中間報告書の作成

基本設計時に、監督職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- ①コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項
- ②今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項  
(営繕事業における共通検討課題を含む。)

### ○コスト縮減検討報告書の作成

実施設計時に、監督職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- ①コスト縮減検討中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果 (コスト縮減提案の最終賛否)
- ②その他、実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項

### ○リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策 (発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底) について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

### ○概略工事工程表の作成

- ・仮設建築物の設計業務（リース業務（実施設計、工事）を発注するための図面作成）  
作成図面：付近見取図、配置図、業務仕様書、平面図、立面図、平面詳細図、移設備品一  
覧、電気・機械設備仕様書、その他必要図面
- ・設計図書の復元（改修工事の設計に必要な既存建築物の図面の復元(原寸図は除く)）

### (3) その他

- ・シーリング材の PCB 含有の有無についての第一次判定  
解体若しくは撤去するシーリング材に PCB が含有しているか否かの判定を行うこと。  
※詳細は日本シーリング工業会ホームページを参照のこと。

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

- 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- 監督職員の指示により、「設計説明書」に必要な事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督職員に提出する。

### (2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。  
年版等に記載のないものは、最新版を適用すること。

- 共通 (年版等)
  - 官庁施設の基本的性能基準
  - 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
  - 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
  - 官庁施設の環境保全性基準 (平成 26 年 3 月改定版)
  - 山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル
- 建築
  - 建築工事設計図書作成基準 (平成 28 年版)
  - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） (平成 31 年版)
  - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） (平成 31 年版)
  - ・木造建築工事標準仕様書 (平成 31 年版)
  - ・建築物解体工事共通仕様書 (平成 31 年版)
  - 建築設計基準
  - 建築構造設計基準
  - ・木造計画・設計基準
  - 建築工事標準詳細図 (平成 28 年版)
  - 擁壁設計標準図 (平成 12 年版)
  - 構内舗装・排水設計基準及び同解説 (平成 13 年版)
- 建築積算
  - 公共建築工事積算基準 (平成 28 年版)
  - 公共建築数量積算基準 (平成 29 年版)
  - 建築工事内訳書標準書式・同解説 (平成 30 年版)
  - 公共建築工事見積標準書式（建築工事編） (平成 26 年版)

d. 設備

- 建築設備計画基準 (平成 30 年版)
- 建築設備設計基準 (平成 30 年版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (平成 30 年版)
- 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成 31 年版)
- 公共建築工事設備工事標準図 (電気設備工事編) (平成 31 年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成 31 年版)
- 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (平成 31 年版)
- 公共建築工事設備工事標準図 (機械設備工事編) (平成 31 年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (平成 31 年版)
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準 (平成 28 年版)
- 建築設備耐震設計・施工指針 (2014 年版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (平成 30 年版)
- 高圧受電設備規定 (2014 年版)
- 公共施設用照明器具 ((社) 日本照明器具工業会、2016 年改正追補)

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (平成 29 年版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編)・同解説 (平成 30 年版)
- 建築工事内訳書作成要領 (設備工事編) (平成 13 年版)
- 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (平成 26 年版)

(3) 管理技術者の資格要件等

a. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による一級建築士
  - ・建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による一級あるいは二級建築士
  - ・建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による一級あるいは二級建築士又は建築設備士

b. 建築設備に係る設計における意見の徴収

- 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 5 項に規定する建築設備士の意見を聴取し、同法第 20 条第 5 項を適用する。

c. 第三者照査者が配置する技術者の資格要件

- 管理技術者と同じ資格を有する者

(4) 貸与資料等

a. 既存設計図書等

- ・既存建築設計図書一式
- ・既存工作物設計図書一式

b. 既存資料

- ・既存敷地調査資料 (柱状図)

c. 資料の貸与及び返却

| 貸与資料      | 摘要 |
|-----------|----|
| ・基本計画資料一式 |    |

(5) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時  
なお、記録を作成し監督職員に提出するものは、法的事項に関することや関係者との協議内容に限る。
- c. その他（発注者が必要と認めた時）

(6) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（ ）  
・指定部分の履行期限（ ）
- b. 成果物の提出場所（柳井地区広域消防本部）
- c. 成果物の取り扱いについて  
提出された原図およびCADデータについては、その写しもしくはそのPDFデータを入札に係る資料として貸与もしくは公開に利用することがある。  
また、提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- d. 業務実績情報の登録について  
請負金額100万円以上の業務については、業務完了後10日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、監督職員の確認を受ける。
- e. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行  
受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、提案された履行体制により当該業務を履行する。
- f. その他  
当業務で設計対象となった建物等がかし検査の対象となった場合は、協力等を要請することがある。

3. 成果物、提出部数等

- ・印に○のついたものを提出する。

(1) 基本設計

| 成果物等  | 原図                         | 複製版  | 製本形態等   |
|---|----------------------------|------|---|
| a. 説明書<br>○基本設計説明書<br>○コスト縮減検討中間報告<br>○リサイクル計画<br>○工事中における安全上の措置等に関する計画<br><br>○重要事項説明書（建築士法第24条の7）<br>○環境チェックリスト | 各1部<br><br><br><br><br>各1部 | （ ）部 | ・A3判<br>・CD-R<br>（CD-R納品内容）<br>インデックス<br>PDFデータ<br>原データ<br>（CAD：オリジナル、SFC）<br><br>A4判 |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| b. 基本設計図<br>1) 建築（総合）<br>○建築（総合）基本設計図書※<br>○日影図<br>○屋外整備計画図<br>○防火区画図<br>○法令チェック図<br>○仮設計画概要書<br>○電波障害図<br>・（ ） | 各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部 | （ ）部<br>（ ）部<br>（ ）部<br>（ ）部<br>（ ）部<br>（ ）部<br>（ ）部 | ・A3判<br>・CD-R<br>（CD-R納品内容）<br>インデックス<br>PDFデータ<br>原データ<br>（CAD：オリジナル、SFC） |
| 2) 建築（構造）<br>○建築（構造）基本設計図書<br>構造計画説明書<br>構造設計概要書<br>・（ ）  | 各1部   | （ ）部   | 上記と同じ  |
| 3) 電気設備<br>○電気設備基本設計図書<br>電気設備計画説明書<br>電気設備設計概要書<br>・（ ）  | 各1部   | （ ）部   | 上記と同じ  |
| 4) 機械設備<br>○機械設備基本設計図書<br>機械設備計画説明書<br>機械設備設計概要書<br>・（ ）  | 各1部   | （ ）部   | 上記と同じ  |
| c. 工事費概算書<br>○建築（総合）<br>○建築（構造）<br>○電気設備<br>○機械設備<br>○積算単価関係資料  | 各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部               | （ ）部<br>（ ）部<br>（ ）部<br>（ ）部<br>（ ）部                 | 上記と同じ  |
| d. その他<br>○透視図（外観・内観）<br>○模型<br>・（ ）<br>・（ ）  | 各1部<br>各1部                                    | （ ）部<br>（ ）部   | 種類（適宜）、判の大きさ（A3）、<br>（1）面、額入りカラー写真（1）部<br>サイズ（適宜）、スタディ用、<br>スチレンボード        |
| e. 資料<br>○各種技術資料<br>○各記録書一式<br>・（ ）<br>・（ ）   | 一式<br>一式                                      | （ ）部<br>（ ）部   | b. と同じ   |

（注）：※は別紙を参考とし、各設計時において必要な内容を作図する。

：建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中にも含めることもできる。

：電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中にも含めることもできる。

：成果物は、監督職員の指示により、製本とする。





## (2) 実施設計

| 成果物等   | 原図  | 複製版  | 製本形態等   |
|--|---|--|---|
| a. 説明書<br>◎実施設計説明書<br>◎コスト縮減検討報告<br>◎リサイクル計画<br>◎省エネ関係計算書<br>◎概略工事工程表<br>◎工事中における安全上の措置等に関する計画<br>( )<br><br>◎重要事項説明書 (建築士法第24条の7)<br>◎環境チェックリスト | 各1部<br><br><br><br><br><br>各1部<br><br>各1部                                 | ( )部<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>( )部                                     | ・A3判<br>・CD-R<br>(CD-R納品内容)<br>インデックス<br>PDFデータ<br>原データ<br><br><br>A4判                        |
| b. 実施設計図<br>1) 建築 (総合)<br>◎建築 (総合) 設計図※<br>◎屋外整備計画図<br>◎屋外各部詳細図<br>◎日影図<br>◎防火区画図<br>◎色彩計画図<br>◎法令チェック図, 壁量計算<br>◎確認申請図書<br>◎中高層建築物の届出書<br>・( )  | 各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部 | ( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部 | ・原図 (A2判)<br>・白焼きA4折り図面<br>・CD-R<br>(CD-R納品内容)<br>インデックス<br>原データ<br>(CAD:オリジナル、SFC)<br>PDFデータ |
| 2) 建築 (構造)<br>◎建築 (構造) 設計図※<br>◎構造計算書<br>◎土質柱状図<br>・( )  | 各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部  | ( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部   | 上記と同じ   |
| 3) 電気設備<br>◎電気設備設計図※<br>◎電気設備設計計算書<br>◎確認申請図書等<br>◎消防用設備等計画書<br>・( )   | 各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部   | ( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部   | 上記と同じ   |
| 4) 機械設備<br>◎機械設備設計図※<br>◎空気調和設備設計計算書<br>◎給排水衛生設備設計計算書<br>◎昇降機設備設計計算書<br>◎確認申請図書等<br>◎消防用設備等計画書<br>・( )   | 各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部                             | ( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部                                 | 上記と同じ   |

|  |  |                              |  |
|--|--|------------------------------|--|
| c. 積算関係資料<br>○工事費内訳明細書<br>(建築・電気設備・機械設備)<br>○積算数量算出書<br>(建築・電気設備・機械設備)<br>○積算数量調書<br>(建築・電気設備・機械設備)<br>○見積等積算単価関係資料<br>(建築・電気設備・機械設備)<br>○営繕工事積算チェックマニュアル<br>(建築・電気設備・機械設備)<br>(国土交通省官庁営繕HP掲載)<br>・( ) | 各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部        |                              | ・A4判<br>・CD-R<br>(原データ、PDF)  |
| d. その他<br>・透視図<br>・模型<br>○防災計画書<br>○実施設計概要書<br>・パンフレット<br>○議会資料(平面・立面・断面・<br>設備関係図 共)<br>○構造計算によって建築物の<br>安全性を確かめた旨の証明書<br>(写し)<br>・<br>( )  | 各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部<br>各1部 | ( )部<br>( )部<br>( )部<br>( )部 | 種類( )、判の大きさ<br>( )、<br>( )面、額入りカラー写真<br>( )部<br>サイズ( )、スタディ用、<br>スチレンボード<br>A4判<br>A4判 |
| e. 資料<br>○各種技術資料<br>○構造計算データ<br>○各記録書<br>・<br>( )<br>・<br>( )  | 一式<br>一式<br>一式                         | ( )部<br>( )部<br>( )部         | ・A3判<br>・CD-R<br>(CD-R納品内容)<br>インデックス<br>PDFデータ<br>原データ                                |

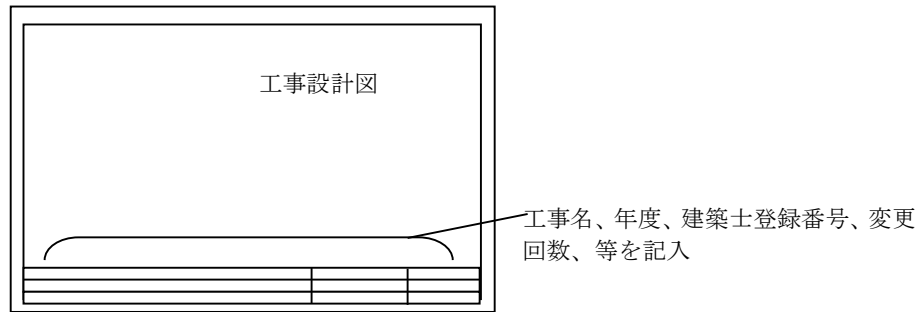
(注)：※は別紙を参考とし、各設計時において必要な内容を作図する。

：建築(構造)の成果物は、建築(意匠)実施設計の成果物の中にも含めることもできる。

：成果物は、監督職員の指示により、製本とする。

(3) 設計原図の材質等

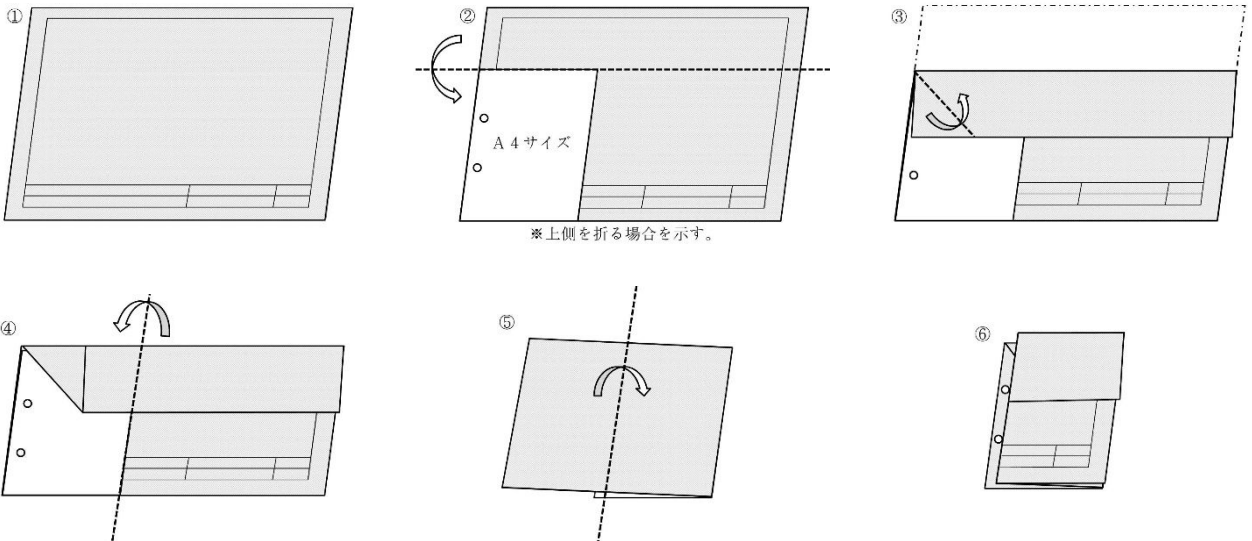
- a. 設計原図の材質      ・トレーシングペーパー（サンド和紙程度）
- b. 設計原図の大きさ      A2判
- c. 原図の様式は次による。  
    設計図（様式）



(4) 白焼きA4折り図面の仕様

- a. 紙質      P P C 普通紙（中性紙薄口 64 g/m<sup>2</sup>程度）
- b. 折り方      下記により奇数頁は上側、偶数頁は下側を折る。
- c. 穿孔      左側中央部に2穴穿孔（ピッチ寸法80mm、奥行12mm程度、穴径6mm）
- d. 提出方法      綴り紐、ファイルは不要

※原図がA1の場合は、A2サイズに縮小の上、上記仕様に沿うこと



## 発注時における成果図書（設計図面）

|   |   |
|---|---|
| <p><b>1. 基本設計図</b></p> <p>1) 建築（総合）</p> <p>計画説明書<br/>仕様概要書<br/>仕上概要表<br/>面積表及び求積図<br/>敷地案内図<br/>配置図<br/>平面図（各階）<br/>断面図<br/>立面図（各面）<br/>日影図<br/>屋外整備計画図<br/>防火区画図<br/>法令チェック図<br/>仮設計画概要書<br/>電波障害図</p>   | <p>2) 建築（構造）</p> <p>構造計画説明書<br/>構造設計概要書</p> <p>3) 電気設備</p> <p>電気設備計画説明書<br/>電気設備設計概要書</p> <p>4) 機械設備</p> <p>機械設備計画説明書<br/>機械設備設計概要書</p> |
| <p><b>2. 実施設計図</b></p> <p>1) 建築（総合）設計図</p> <p>建築物概要書<br/>仕様書<br/>仕上表<br/>面積表及び求積図<br/>敷地案内図<br/>配置図<br/>平面図（各階）<br/>断面図<br/>立面図（各面）<br/>矩計図<br/>展開図<br/>天井伏図（各階）<br/>平面詳細図<br/>部分詳細図（断面を含む）<br/>建具表<br/>家具図<br/>外構図<br/>総合仮設計画図<br/>屋外整備計画図<br/>屋外各部詳細図<br/>日影図<br/>防火区画図<br/>色彩計画図<br/>法令チェック図, 壁量計算<br/>計画通知図書<br/>中高層建築物の届出書</p> | <p>2) 建築（構造）設計図</p> <p>仕様書<br/>構造基準図<br/>基礎図<br/>伏図（各階）<br/>軸組図<br/>部材断面表<br/>各部断面図<br/>標準詳細図<br/>各部詳細図<br/>構造計算書<br/>土質柱状図</p>         |

|  |  |
|--|--|
| <p>3) 電気設備設計図</p> <p>仕様書</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>電灯設備図</p> <p>動力設備図</p> <p>電気自動車用充電設備図</p> <p>電熱設備図</p> <p>雷保護設備図</p> <p>受変電設備図</p> <p>電力貯蔵設備図</p> <p>発電設備図</p> <p>構内情報通信網設備図</p> <p>構内交換設備図</p> <p>情報表示設備図</p> <p>映像・音響設備図</p> <p>拡声設備図</p> <p>誘導支援設備図</p> <p>テレビ共同受信設備図</p> <p>テレビ電波障害防除設備図</p> <p>監視カメラ設備図</p> <p>駐車場管制設備図</p> <p>防犯・入退室管理設備図</p> <p>火災報知設備図</p> <p>中央監視制御設備図</p> <p>構内配電線路図</p> <p>構内通信線路図</p> <p>静止形電源設備図</p> <p>電気設備設計計算書</p> <p>計画通知図書等</p> <p>消防用設備等計画書</p> | <p>4) 機械設備設計図</p> <p>仕様書</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>機器表</p> <p>部分詳細図</p> <p>空気調和設備図</p> <p>換気設備図</p> <p>排煙設備図</p> <p>自動制御設備図</p> <p>屋外設備図</p> <p>衛生器具設備図</p> <p>給水設備図</p> <p>排水設備図</p> <p>給湯設備図</p> <p>消火設備図</p> <p>厨房設備図</p> <p>ガス設備図</p> <p>浄化槽設備図</p> <p>排水再利用設備図</p> <p>雨水利用設備図</p> <p>ごみ処理設備図</p> <p>昇降機設備図</p> <p>小荷物専用昇降機設備図</p> <p>空気調和設備設計計算書</p> <p>給排水衛生設備設計計算書</p> <p>昇降機設備設計計算書</p> <p>計画通知図書等</p> <p>消防用設備等計画書</p> |
|--|--|